

## 防火・避難基準適合防火対象物公表制度実施要綱

2013年（平成25年）5月1日制定  
2014年（平成26年）4月1日改正  
2016年（平成28年）4月1日改正  
2019年（令和元年）8月6日改正  
2020年（令和2年）8月13日改正  
2021年（令和3年）2月1日改正  
2023年（令和5年）3月20日改正  
2024年（令和6年）3月15日改正

### （目的）

第1条 この要綱は、不特定多数の者を収容する防火対象物へ消防署長（以下「署長」という。）が立入検査等を行い、防火上一定の基準に適合する旨を公表するための制度（以下「防火・避難基準適合防火対象物公表制度」という。）について必要な事項を定め、防火対象物における防火管理業務の適正化並びに消防用設備等の設置及び維持管理を促進するとともに、防火対象物を利用する住民自らが防火対象物の安全情報を確認し、防火上の安全性を判断できることを目的とする。

（防火・避難基準適合防火対象物公表制度の対象とする防火対象物）

第2条 防火・避難基準適合防火対象物公表制度の対象とする防火対象物（以下「公表制度対象物」という。）は、次に掲げるものとする。

- (1) 消防法（昭和23年法律第186号。以下「法」という。）第8条の2の2の防火対象物
- (2) 前号に定めるもののほか、消防法施行令（昭和36年政令第37号。以下「令」という。）別表第1（5）項イ及び（16）項イに掲げる防火対象物（同表（16）項イに掲げる防火対象物にあつては、同表（5）項イに掲げる防火対象物の用途に供される部分が存するものに限る。以下「ホテル・旅館等」という。）並びにホテル・旅館等と同一敷地内にある令別表第1に掲げる防火対象物（ホテル・旅館等と管理について権原を有する者が同一であるものに限る。）

（公表制度対象物の審査基準）

第3条 公表制度対象物の審査基準は、別表のとおりとする。

（立入検査及び審査）

第4条 署長は、公表制度対象物が審査基準に適合しているかについて、1年に1回以上立入検査及び審査（以下「検査等」という。）を実施するものとする。ただし、審査基

準のうち建築基準法令3項目（建築構造、防火区画及び階段）については、必要に応じて特定行政庁に意見を求めるなどし、火災予防上の見地から防火・避難に関する支障の有無により判断するものとする。

- 2 検査等の際、現に増築又は模様替え等の工事中の公表制度対象物については、増築又は模様替え等の工事中の部分を除いた部分について判断するものとし、当該増築又は模様替え等の工事が終了した後、増築又は模様替え等の工事を行った部分を含めた防火対象物全体について再度判断するものとする。
- 3 署長は、検査等の結果を局長に速やかに報告するものとする。

（公表）

第5条 局長は、公表制度対象物の検査等の結果が審査基準に適合していると認め、当該公表制度対象物の所有者等（法第2条第4項に規定する関係者をいう。以下同じ。）から別記様式第1号により同意を得たときは、当該公表制度対象物を適合防火対象物として、事業所名称、所在地等について、福山地区消防組合、福山市、府中市及び神石高原町のホームページ（以下「ホームページ」という。）により公表するものとする。

- 2 前項による公表は、原則として、敷地ごとに行うものとし、同一敷地内に複数の公表制度対象物が存する場合は、当該公表制度対象物の全てが審査基準に適合した場合に公表するものとする。ただし、当該公表制度対象物の管理について権原を有する者が異なる場合は、この限りでない。
- 3 ホームページの更新は毎月1回行うものとする。
- 4 局長又は署長は、住民から電話等による照会があった場合は、ホームページの情報を回答するものとする。

（審査基準適合認定日）

第6条 審査基準適合認定日は、前条第1項の規定により審査基準に適合していると局長が認めた日とする。

- 2 適合防火対象物が継続して審査基準に適合している場合、ホームページ上に掲載する審査基準適合認定日は、前項の規定により認められた最初の日とする。
- 3 審査基準適合継続年月は、ホームページ上に掲載する審査基準適合認定日からホームページ更新日までの期間とする。

（公表期限）

第7条 公表期限は、審査基準適合認定日のうち最も遅い日から1年を経過した日以後の最初の3月31日までとする。

（公表の取消し）

第8条 局長は、適合防火対象物が、次の各号のいずれかに該当するときは、ホームページ上の「適合防火対象物一覧表」から適合防火対象物の情報を削除するものとする。

- (1) 適合防火対象物の所有者等が、別記様式第2号により公表の中止を申し出たとき。
- (2) 偽りその他不正な手段により適合を受けたことが判明したとき。
- (3) 公表期限が経過したとき。
- (4) 公表制度対象物に該当しなくなったことを確認したとき。
- (5) 事業を廃止又は休止したことを確認したとき。
- (6) 第4条に規定する検査等において審査基準に適合しないことが判明したとき。
- (7) 適合防火対象物において火災が発生したとき（出火原因及び出火時の対応について、所有者等の責に帰すべき事由のないものを除く。）。
- (8) その他局長が必要と認めたとき。

(委任)

第9条 この要綱の施行に関し必要な事項は、局長が別に定める。

附 則

この要綱は、2013年（平成25年）5月1日から施行する。ただし、第5条から第8条までの規定は、2014年（平成26年）4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、2014年（平成26年）4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、2016年（平成28年）4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、2019年（令和元年）8月6日から施行する。

附 則

この要綱は、2020年（令和2年）8月13日から施行する。

附 則

この要綱は、2021年（令和3年）2月1日から施行する。

附 則

この要綱は、2023年（令和5年）4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、2024年（令和6年）4月1日から施行する。

別記様式第 1 号 (第 5 条関係)

年 月 日

福山地区消防組合消防局長 様

防火対象物所有者等

住所 \_\_\_\_\_

名前 \_\_\_\_\_

電話番号 \_\_\_\_\_

### 公表に伴う意向確認書

次の防火対象物について、防火・避難基準適合防火対象物公表制度の説明を受け、制度の趣旨・目的を理解した上で、消防関係法令及び建築基準法令 3 項目（建築構造、防火区画及び階段）に適合した場合、防火上一定の基準に適合した防火対象物として、福山地区消防組合、福山市、府中市及び神石高原町のホームページ上で公表することについて

同意 します

同意 しません

防火対象物	名 称	
	所在地	
連絡先（電話番号）		

#### ～防火・避難基準適合防火対象物公表制度～

本制度は、不特定多数の者を収容する建物に関する安全情報をホームページ上で公表することにより、建物を利用される方が安心して利用していただくことを目的とした制度です。

公表する内容は、事業者の皆様の防火・避難に関する取組の優良情報とし、同意を得た上で公表するものであり、不備な点やマイナス面を公表するものではありません。

また、公表した後に、当該公表建物の所有者等が公表の中止を申し出る等、公表の取消事由に該当したときは、ホームページ上の公表情報を削除します。

別記様式第2号（第8条関係）

年 月 日

福山地区消防組合消防局長 様

防火対象物所有者等

住所 \_\_\_\_\_

名前 \_\_\_\_\_

電話番号 \_\_\_\_\_

## 公表中止申請書

次の防火対象物について、防火・避難基準適合防火対象物公表制度に基づき、消防関係法令及び建築基準法令3項目（建築構造、防火区画及び階段）に適合し、防火上一定の基準に適合した防火対象物として、福山地区消防組合、福山市、府中市及び神石高原町のホームページ上で公表されていましたが、公表の中止を申請します。

防火対象物	名称	
	所在地	
連絡先（電話番号）		
理由		

## 審査基準

### 1 防火管理等

(1) 防火対象物の点検及び報告

法第8条の2の2の規定により点検及び報告が行われていること。又は、法第8条の2の3の規定により点検及び報告の特例の認定がされていること。

なお、その管理について権原が分かれている防火対象物については、各管理権原者が提出している届出等の内容を確認すること。

(2) 防火管理者等の届出

消防法施行規則（昭和36年自治省令第6号。以下「規則」という。）第3条第1項及び第3条の2第1項の規定により、防火管理者選任（解任）の届出、防火管理に係る消防計画の作成（変更）の届出が出されていること。

(3) 自衛消防組織の届出

令第4条の2の4に規定する防火対象物にあつては、法第8条の2の5第2項に規定する自衛消防組織設置（変更）の届出がされていること。

(4) 防火管理に係る消防計画

防火管理に係る消防計画に基づき、次に掲げる事項が適切に行われていること。

ア 自衛消防の組織の編成、任務の分担及び指揮命令系統に関する事項

イ 防火対象物についての火災予防上の自主検査及び当該自主検査の結果に基づく措置に関する事項

ウ 消防用設備等又は特殊消防用設備等の点検及び整備並びに当該点検の結果に基づく措置に関する事項

エ 避難施設の点検及び維持管理並びに避難経路図の掲示その他の避難施設の案内に関する事項

オ 防火上の構造の点検及び維持管理に関する事項

カ 定員の遵守その他収容人員の適正化に関する事項

キ 防火管理上必要な教育に関する事項

ク 消火、通報及び避難の訓練の実施に関する事項

ケ 火災、地震その他の災害が発生した場合における消火活動、通報連絡及び避難誘導に関する事項

コ 防火管理について消防機関との連絡に関する事項

サ 増築、改築、移転、修繕又は模様替えの工事中の防火対象物における防火管理者又はその補助者の立会いその他火気の使用又は取扱いの監督に関する事項

シ アからサに掲げるもののほか、防火管理に関し必要な事項

ス 令第4条の2の4に規定する防火対象物（同条第2号に掲げる防火対象物にあつては、同条第1号に規定する自衛消防組織設置防火対象物の用途に供される部分に限る。セにおいて同じ。）にあつては、次に掲げる事項

- (ア) 火災の初期の段階における消火活動、消防機関への通報、在館者が避難する際の誘導その他の火災の被害の軽減のために必要な業務として自衛消防組織が行う業務に係る活動要領に関する事項
  - (イ) 自衛消防組織の要員に対する教育及び訓練に関する事項
  - (ウ) その他自衛消防組織の業務に関し必要な事項
- セ 令第4条の2の5第2項の規定により、令第4条の2の4の防火対象物につき、その管理について権原を有する者が共同して自衛消防組織を置く場合にあっては、次に掲げる事項
- (ア) 自衛消防組織に関する協議会の設置及び運営に関する事項
  - (イ) 自衛消防組織の統括管理者の選任に関する事項
  - (ウ) 自衛消防組織が業務を行う防火対象物の範囲に関する事項
  - (エ) その他自衛消防組織の運営に関し必要な事項
- ソ 防火管理上必要な業務の一部が防火対象物の関係者（所有者、管理者又は占有者をいう。以下同じ。）及び関係者に雇用されている者（当該防火対象物で勤務している者に限る。）以外の者に委託されている防火対象物にあっては、防火管理上必要な業務の受託者の氏名及び住所（法人にあっては、名称及び主たる事務所の所在地）並びに当該受託者の行う防火管理上必要な業務の範囲及び方法に関する事項
- タ その管理について権原が分かれている防火対象物にあっては、当該防火対象物の当該権原の範囲に関する事項
- チ 規則第3条第6項に規定する推進地域に所在する防火対象物にあっては、次に掲げる事項
- (ア) 南海トラフ地震に伴い発生する津波からの円滑な避難の確保に関する事項
  - (イ) 南海トラフ地震に係る防災訓練の実施に関する事項
  - (ウ) 南海トラフ地震による被害の発生の防止又は軽減を図るために必要な教育及び広報に関する事項
- ツ 消火及び避難の訓練の実施回数に関する事項（当該消火及び避難の訓練を実施する場合におけるその旨の消防機関への通報に関する事項を含む。）
- (5) 統括防火管理者等の届出  
法第8条の2の規定により、統括防火管理者の選任（解任）の届出、防火対象物の全体についての防火管理に係る消防計画の届出がされていること。
- (6) 防火・避難施設等  
法第8条の2の4の規定により、廊下、階段、避難口その他の避難上必要な施設について、避難の支障になる物件が放置され、又はみだりに存置されないように管理し、かつ、防火戸についてその閉鎖の支障になる物件が放置され、又はみだりに存置されないように管理されていること。
- (7) 防災対象物品の使用  
法第8条の3の規定により防災対象物品が使用されていること。また、当該防災対象物品に法第8条の3第2項、第3項及び第5項の規定に従って表示が付されていること。
- (8) 圧縮アセチレンガス等の貯蔵等の届出

法第9条の3に基づいて液化石油ガスその他の火災予防又は消火活動に重大な支障を生ずるおそれのある物質で危険物の規制に関する政令（昭和34年政令第306号。以下「危政令」という。）第1条の10第1項に規定するものを貯蔵し、又は取り扱っている場合（法第9条の3第1項ただし書きに規定する場合を除く。）には、その旨の届出がされていること。

(9) 火気使用設備・器具

法第9条に基づいて福山地区消防組合火災予防条例（以下「条例」という。）で定められた火を使用する設備等の位置、構造及び管理、火を使用する器具等の取扱いその他火気の使用に関する制限等の基準に適合していること。

(10) 少量危険物・指定可燃物

ア 法第9条の4に基づいて条例で定められる規定により、同条に規定する指定数量未満の危険物（以下「少量危険物」という。）及び指定可燃物が貯蔵され、又は取り扱われていること。

イ 条例で定められる規定により、少量危険物貯蔵取扱所及び指定可燃物貯蔵取扱所の位置、構造及び設備が設置及び管理されていること。

ウ 条例で定められる規定により、火災の危険要因を把握するとともに、火災予防上有効な措置が講じられていること。

エ イの規定にかかわらず、基準の特例が適用されている少量危険物貯蔵取扱所及び指定可燃物貯蔵取扱所にあつては、引き続き、同条の規定の適用を認めた状況で設置及び管理されていること。

## 2 防災管理等

(1) 防災管理対象物の点検及び報告

法第36条第1項において準用する法第8条の2の2第1項の規定による点検及び報告が行われていること。又は、法第36条第1項において準用する法第8条の2の3第1項に規定する点検及び報告の特例の認定がされていること。

なお、その管理について権原が分かれている防火対象物については、各管理権原者が報告している報告書の内容を確認すること。

(2) 防災管理者等の届出

規則第51条の8第1項の届出及び規則第51条の9において準用する第3条の2第1項の規定により、防災管理者選任（解任）の届出書、防災管理に係る消防計画の作成（変更）の届出がされていること。

(3) 防災管理に係る消防計画

防災管理に係る消防計画に基づき、次に掲げる事項が適切に行われていること。

ア 自衛消防の組織の編成、任務の分担及び指揮命令系統に関する事項

イ 避難施設の点検及び維持管理並びに避難経路図の掲示その他の避難施設の案内に関する事項

ウ 定員の遵守その他収容人員の適正化に関する事項

エ 防災管理上必要な教育に関する事項

オ 避難の訓練、その他防災管理上必要な訓練の実施に関する事項



- カ 防災管理について関係機関との連絡に関する事項
  - キ オに掲げる訓練の結果を踏まえた防災管理に係る消防計画の内容の検証及び当該検証結果に基づく当該消防計画の見直しに関する事項
  - ク アからキに掲げるもののほか、建築物その他の工作物における防災管理に関し必要な事項
  - ケ 令第45条第1号に掲げる災害（以下この号において「地震」という。）による被害の軽減に関する事項として次に掲げる事項
    - (ア) 地震発生時における建築物その他の工作物及び建築物その他の工作物に存する者等の被害の想定及び当該想定される被害に対する対策に関する事項
    - (イ) 建築物その他の工作物についての地震による被害の軽減のための自主検査及び当該自主検査の結果に基づく措置に関する事項
    - (ウ) 地震による被害の軽減のために必要な設備及び資機材の点検並びに整備並びに当該点検の結果に基づく措置に関する事項
    - (エ) 地震発生時における家具、じゅう器その他の建築物その他の工作物に備え付けられた物品の落下、転倒及び移動の防止のための措置に関する事項
    - (オ) 地震発生時における通報連絡、避難誘導、救出、救護その他の地震による被害の軽減のための応急措置に係る事項
    - (カ) アからオまでに掲げるもののほか、建築物その他の工作物における地震による被害の軽減に関し必要な事項
  - コ 令第45条第2号に掲げる災害による被害の軽減に関する事項として次に掲げる事項
    - (ア) 令第45条第2号に掲げる災害発生時における通報連絡及び避難誘導に関する事項
    - (イ) (ア)に掲げるもののほか、建築物その他の工作物における令第45条第2号に掲げる災害による被害の軽減に関し必要な事項
  - サ 防災管理上必要な業務の一部が建築物その他の工作物の関係者及び関係者に雇用されている者（当該建築物その他の工作物で勤務している者に限る。）以外の者に委託されている建築物その他の工作物にあつては、防災管理上必要な業務の受託者の氏名及び住所（法人にあつては、名称及び主たる事務所の所在地）並びに当該受託者の行う防災管理上必要な業務の範囲及び方法に関する事項
  - シ その管理について権原が分かれている建築物その他の工作物にあつては、当該建築物その他の工作物の当該権原の範囲に関する事項
  - ス 避難訓練の実施回数に関する事項（当該訓練を実施する場合におけるその旨の消防機関への通報に関する事項を含む。）
- (4) 統括防災管理者等の届出
- 法第36条第1項において準用する法第8条の2の規定により、統括防災管理者の選任（解任）の届出、建築物その他の工作物の全体についての防災管理に係る消防計画の届出がされていること。

### 3 消防用設備等

(1) 消防用設備等又は特殊消防用設備等の設置及び維持等

次に掲げる消防用設備等又は特殊消防用設備等が、法第17条、第17条の2の5及び第17条の3並びにこれらに基づく命令の規定に従って、設置され、及び維持されていなければならないものとする。

なお、現に令第32条及び条例第47条の規定が適用されている消防用設備等にあつては、引き続き、当該規定の適用を消防長又は消防署長が認めた状況でなければならない。

ア 消火器具

イ 屋内消火栓設備

ウ スプリンクラー設備

エ 水噴霧消火設備、泡消火設備、不活性ガス消火設備、ハロゲン化物消火設備及び粉末消火設備

オ 屋外消火栓設備

カ 動力消防ポンプ設備

キ 自動火災報知設備

ク ガス漏れ火災警報設備

ケ 漏電火災警報器

コ 消防機関へ通報する火災報知設備

サ 非常警報器具及び非常警報設備

シ 避難器具

ス 誘導灯及び誘導標識

セ 消防用水

ソ 排煙設備

タ 連結散水設備

チ 連結送水管

ツ 非常コンセント設備

テ 無線通信補助設備

ト 令第29条の4第1項に規定する必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等

ナ 条例第5章に規定する消防用設備等

ニ 法第17条第3項に規定する特殊消防用設備等

(2) 法第17条の3の2の規定により、消防用設備等又は特殊消防用設備等の設置の届出を行い、消防機関の検査を受けていること。

(3) 消防用設備等の点検報告

法第17条の3の3の規定により、消防用設備等又は特殊消防用設備等の点検及び報告がされていること。

#### 4 危険物施設等

(1) 法第10条第3項の規定により、危険物が貯蔵され、又は取り扱われていること。

(2) 法第10条第4項の規定により、製造所等の位置、構造及び設備が設置されている

こと。

- (3) 法第11条第1項の規定により、許可を受けていること。
- (4) 法第11条第5項の規定により、完成検査を受けていること。
- (5) 法第11条第6項の規定により、譲渡又は引渡の届出がされていること。
- (6) 法第11条の4第1項の規定により、危険物の品名、数量又は指定数量の倍数変更の届出がされていること。
- (7) 法第12条の規定により、製造所等の位置、構造及び設備が維持されていること。
- (8) 法第12条の7第2項の規定により、危険物保安統括管理者の届出がされていること。
- (9) 法第13条第2項の規定により、危険物保安監督者の届出がされていること。
- (10) 法第13条第3項の規定により、危険物取扱者以外の者により危険物の取扱いが行われていないこと（甲種危険物取扱者又は乙種危険物取扱者の立会いのある場合を除く。）。
- (11) 法第13条の23の規定により、危険物の取扱作業に従事する危険物取扱者が保安講習を受講していること。
- (12) 法第14条の規定により、危険物施設保安員が定められ、保安のための適切な業務が行われていること。
- (13) 法第14条の2の規定により、予防規程の認可を受け、当該予防規程に定められた事項が適切に守られていること。
- (14) 法第14条の3の2の規定により、定期点検が行われ、その記録が作成され、及び保存されていること。
- (15) 法第14条の4の規定により、自衛消防組織が設置されていること。
- (16) (2)の規定にかかわらず、危政令第23条の規定が適用されている製造所等においては、引き続き、同条の規定の適用を認めた状況で設置及び維持されていること。

## 5 建築構造等

次の事項に適合していること。

なお、建築基準法施行令の一部を改正する政令（昭和44年政令第8号）による改正後の建築基準法施行令（昭和25年政令第338号。以下「建基令」という。）の規定（昭和44年5月1日施行）及びそれ以降の改正規定で当該建築物の建築時（適法増改築を含む。）の適用規定に基づき判定する。

- (1) 建築構造  
主要構造部の構造不適がないこと（建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「建基法」という。）第21条、第26条、第27条及び第61条）。
- (2) 防火区画  
堅穴区画が設けられ、当該壁、床及び防火戸の構造が適正で、かつ、破損等がないこと（建基法第36条並びに建基令第112条第11項、第12項及び第13項）。
- (3) 階段  
必要な数の直通階段、避難階段及び特別避難階段が設置され、その構造が適正であること（建基法第35条並びに建基令第23条及び第120条から第123条まで）。